

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく 女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報として、次のとおり坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の状況を公表します。

（令和6年4月1日採用）

女性職員の採用割合	採用試験の受験者の女性割合	中途採用の男女別実績	
		男性	女性
-	45.5%	-	-

（令和5年度実績）

男女別の育児休業取得率		男性の配偶者出産休暇等取得率		超過勤務の状況(月平均)	年休取得率
男性	女性	妻の出産の休暇	妻の産前産後休暇		
0%	-	-	0%	2.9時間	71.9%

（令和6年4月1日現在）

職員の女性割合	継続勤務年数の男女差		約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合		管理職の女性割合	各役職段階の職員の女性割合			
	男性	女性	男性	女性		係長級	課長補佐級	課長級	事務局長・次長級
16.7%	21.4	11.7	-	100.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：坂戸、鶴ヶ島下水道組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	68.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	68.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・次長相当職	—
課長相当職	—
課長補佐相当職	—
係長相当職	97.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	82.6%
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	93.0%
6～10年	102.5%
1～5年	46.3%

【説明欄】

※一方の性別に該当する職員がない場合は「—」と表示している。

次の要因により、男女間における平均給与額の差異が生じている。

- ・他自治体からの派遣職員（課長補佐級以上の男性職員）が1～5年の区分の算出に含まれており、相対的に給与水準が高い職員が男性に偏っている。また、休職者が影響しているため。
- ・扶養手当が支給されている男性職員の割合が多いいため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。